

# 教育改革推進事業検討部会の設置について

# 教育改革推進事業検討部会の設置について

- 高校教育改革促進基金を活用した取組については、国から有識者等で構成される会議体により検討することとされていることから、県立高等学校将来構想審議会条例第六条に基づき、次の構成員からなる教育改革推進事業検討部会を設置する。

現 職	氏 名 (敬称略)	有識者区分
東北大学大学院教育学研究科 教授	青木 栄一	学識経験者
宮城教育大学教職大学院 教授	田端 健人	学識経験者
東北大学大学院情報科学研究科 准教授	長濱 澄	学識経験者
宮城県高等学校長協会 会長 (宮城県仙台第二高等学校 校長)	早坂 重行	学校関係者
大河原産業高等学校 校長	伊藤 直美	学校関係者
貞山高等学校 校長	針生 智之	学校関係者
株式会社一蓐一笑 代表取締役	佐藤 拓実	産業界
石巻市水産振興協議会 会長	須能 邦雄	産業界
東北電子産業株式会社 代表取締役社長	山田 理恵	産業界

※上記の構成員に加え、県庁内関係部局の担当者をオブザーバーとする。

# 教育改革推進事業検討部会の公開について

- 附属機関である審議会の会議については、県の情報公開条例第19条の規定により、原則公開する旨が定められているが、第8条第1項第7号に該当の不開示情報を取り扱うため、非公開としたい。
- ✓ 設備仕様や導入機器等の検討を含み、入札に関する情報に抵触する可能性があること、また、企業連携に関する情報を扱うことから、公開により関係事業者との協議や今後の連携・調整に支障が生じるおそれがある（同条例第8条第7号）

## <情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）【抜粋】>

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

（1）不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

（2）会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

## ※不開示情報（条例第8条第1項各号）

（1）～（6）略

（7）県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

## 【参考：情報公開条例の解釈及び運用基準（抜粋）】

- ・「県の機関」とは、県の執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含むものである。
- ・「審議、検討、調査、研究等に関する情報」とは、県内部又は県、県が設立した地方独立行政法人、公社、国等の相互の間において実施している事務事業の最終的な意思形成が終了するまでの間に行う機関内部又は機関相互間の審議、検討、調査、研究等に関する情報（以下、略）をいう。
- ・「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」とは次のような情報をいう。
  - ⇒ 最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの。（以下、略）

# 教育改革推進事業検討部会のスケジュールについて

令和8年6月17日

・令和8年度第1回県立高等学校将来構想審議会

令和8年8月下旬  
～9月上旬

・教育改革推進事業検討部会(第1回)

令和8年10月下旬  
～11月上旬

・令和8年度第2回県立高等学校将来構想審議会

令和8年12月

・教育改革推進事業検討部会(第2回)

令和9年5月

・教育改革推進事業検討部会(第3回)